

基安労発 1 1 1 4 第 1 号
基労管発 1 1 1 4 第 1 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
労災補償部労災管理課長
(公 印 省 略)

石炭じん肺訴訟の和解手続に関するリーフレット等の設置について (依頼)

石炭じん肺訴訟については、平成 16 年 4 月に、筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって、国 (当時通商産業省) の石炭鉱山における鉱山保安法に基づく規制権限不行使の違法が確定し、炭鉱の坑内における粉じん作業に従事したことによりじん肺に罹患した労働者に対して、国家賠償法上の損害賠償責任を負うこととなったところである。

この判決を受け、経済産業省は、原告患者 1, 500 名 (平成 23 年 10 月末現在) と和解等を行っているが、和解要件を充たしている未提訴のじん肺患者及びその遺族の方々が存在することから、今般、経済産業省原子力安全・保安院石炭保安室 (以下「石炭保安室」という。) から、別添のとおり、都道府県労働局、労働基準監督署及びじん肺健康診断を行う医療機関等、じん肺患者等が足を運ぶ可能性の高い施設において、石炭じん肺については訴訟による解決が可能であること等が記載されているリーフレット等を設置することによるじん肺患者等に対する周知への協力依頼がなされたところである。

都道府県労働局、労働基準監督署及び医療機関に対しては、平成 23 年 11 月 21 日 (月) までに、石炭保安室よりリーフレット (別紙 1) 及びポスター (別紙 2) が届くこととされているので、貴局においても同梱されている石炭保安室からの協力依頼 (別紙 3) の 3 「広報の方法」を参考に、じん肺患者等に対する周知への協力をお願いします。

また、管下労働基準監督署及びじん肺健康診断を行う医療機関 (じん肺健康管理手帳の健康診断委託医療機関) に対しても、周知の依頼をお願いします。

国に対する裁判を起こされていない皆様へ

石炭じん肺訴訟の和解手続による賠償金等のお支払いについて

-炭鉱の坑内における作業に従事され、じん肺にり患された方々及びその相続人の皆様へ-

平成23年11月1日
経済産業省
原子力安全・保安院 石炭保安室

○じん肺について

じん肺とは、粉じんを吸い続けることにより、肺の中の細胞(肺胞)に粉じんがたまり肺が固くなり呼吸が困難になる病気で、治療しても治らず、症状が進行する疾病です。

○最高裁判決で国(当時通商産業省)の石炭鉱山における保安規制権限不行使の違法が確定しました

過去に、炭鉱で就労した労働者でじん肺にり患した患者及び遺族が、昭和60年12月、石炭の採掘、岩石坑道の掘進作業等に従事して多量の粉じんを吸引した結果、じん肺にり患したとして、じん肺患者及びその遺族が、国を相手に初めて訴訟を提起しました(筑豊じん肺訴訟)。

そして、平成16年4月27日の筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって国(当時通商産業省)は、石炭じん肺患者及びその相続人の皆様に対して、労災による補償とは別に損害賠償金を支払う責任があることが確定しました。

○石炭じん肺患者の皆様やその相続人の方々が国に対して訴訟を提起し、一定の要件を充たすことが確認された場合、国は、訴訟手続の中で和解手続をすすめ、賠償金等をお支払いしています

国は、じん肺患者の皆様やその相続人の方々が国を相手とする訴訟を提起した場合には、上記最高裁判決及び一連の石炭じん肺訴訟における判決に示された枠組みに沿って、以下の①ないし③の全ての要件等について、日本年金機構発行の「被保険者記録照会回答票(資格画面)」、厚生労働省地方労働局長発行の「じん肺管理区分決定通知書」、医師の発行する「診断書」その他の書証により確認できることを条件として、和解手続を進め、労災による補償とは別に損害賠償金等を支払っております。

平成23年11月1日現在、国と原告2,094名(患者1,500名)の間で和解等が成立し、約112億円の和解金等を支払い、現在も、札幌地裁及び福岡地裁で同種訴訟が審理されています。

詳細については、最寄りの弁護士会や法テラスにご相談ください。(裏面の「お問い合わせ先」をご参照ください。)

裏面もご覧ください

○和解の要件について

① 昭和35年4月から昭和61年11月までの間に国内の炭鉱坑内で就労した実績があること。

② じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。

・じん肺が進行し療養が必要であるとは、じん肺の管理区分(管理2～管理4)の決定を受けていること。(なお、管理2、3イ、3ロの区分の場合は、じん肺法施行規則で定める合併症(肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん)を併発されていることが要件となります。)

・じん肺により死亡とは、じん肺が原因となった死亡、又はじん肺が大きく影響した死亡です。

③ 提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

・提訴の時期が、民法724条所定の損害賠償請求権の行使の期間内※であること。

※民法724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

・期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

○和解によりお支払いする賠償金等はじん肺の程度等により異なります

① 筑豊じん肺訴訟最高裁判所判決では、じん肺り患の1次的責任は企業にあり国の責任は2次的であるとして、国は、じん肺の症状に応じた賠償基準額の3分の1を限度に企業と連帯して責任を負うとされました。

② このため、石炭じん肺にり患された方お一人あたり、最大で、企業の負う責任額の3分の1を限度として国の賠償金額等の算定を行います。

◎お問い合わせ先

詳細については、最寄りの弁護士会や法テラス(※)などにご相談ください。

(※)最寄りの弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧いただけます。

(※)法テラスとは、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された組織です。

【法テラス】

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

連絡先 0570-078374(平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00)

国に対する裁判を起こされていない皆様へ

石炭じん肺訴訟の和解手続による賠償金等のお支払いについて

-炭鉱の坑内における作業に従事され、じん肺に罹患された方々及びその相続人の皆様へ-

○石炭じん肺訴訟による手続について

石炭じん肺患者の皆様やその相続人の方々が国（経済産業省）に対して訴訟を提起し、一定の要件を充たすことが確認された場合、国は、訴訟手続の中で和解手続をすすめ、労災による補償とは別に損害賠償金等をお支払いしています。

○和解の要件について

- ①昭和35年4月から昭和61年11月までの間に国内の炭鉱坑内で就労した実績があること。
- ②じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。
- ③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

・「損害賠償請求権の期間内である」とは、民法724条所定の損害賠償請求権の行使の期間内※であることです。

※民法724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

・期間内であるかどうかについては、法律専門家である弁護士などにお聞きください。

○和解によりお支払いする賠償金等はじん肺の程度等により異なります。

詳細については、最寄りの弁護士会や法テラスなどにご相談ください。

◎お問い合わせ先

詳細については、最寄りの弁護士会や法テラス（※）などにご相談ください。

（※）最寄りの弁護士会は、日本弁護士連合会のホームページからご覧いただけます。

（※）法テラスとは、「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立された組織です。

【法テラス】

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

連絡先 0570-078374（平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00）

別紙3

平成23年11月
経済産業省
原子力安全・保安院石炭保安室

石炭じん肺訴訟の和解手続に関するリーフレット等の設置についてのご協力依頼

1. 経緯

平成16年4月、筑豊じん肺訴訟最高裁判決によって、国（当時通商産業省）の石炭鉱山における鉱山保安法に基づく規制権限不行使の違法が確定し、炭鉱の坑内における粉じん作業に従事したことによりじん肺に罹患した労働者に対して、国家賠償法上の損害賠償責任を負うこととなりました。

この判決を受け、当省は平成23年10月末までに原告患者1,500名と和解等により解決をして参りました。しかしながら、和解要件を充たしている未提訴のじん肺患者及びその遺族の方々が存在することから、今般、石炭じん肺に一定の責任を負う者として、訴訟による解決が可能である旨、広報を行うことといたしました。

2. 石炭じん肺訴訟の現状

平成23年11月1日現在、北海道地方裁判所及び福岡地方裁判所において以下の裁判で和解協議が継続中です。

- ・札幌地方裁判所

新・北海道石炭じん肺訴訟第2、3、4陣（未解決原告患者数 372名）

- ・福岡地方裁判所

西日本石炭じん肺訴訟第2、3、4次（未解決原告患者数 21名）

昨年度は、北海道で149名、九州で26名の方が提訴をしており、今後もしばらくは同様の傾向が続くと思われます。なお、本年度も北海道及び九州で提訴がありました。

現状から推測しますと、対象者が多いと思われる地域は、現在訴訟が継続中の北海道及び九州地方ですが、炭鉱のあった関東地方におきましても平成20年度までに提訴があり、今後も可能性がございます。また、これまでには、他地方に転居されてから提訴をしたケースもございます（この場合も、提訴は転居前の地方から行われております）。